

会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

(会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正)

第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

(計算証明規則の一部改正)

第二条 計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社産業革新機構の項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第百三条」を「第百十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則について

1 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正について

株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要になっていくことに鑑み、特定事業活動（自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的として平成二十一年七月に設立された官民ファンドの運営法人であり、国がその資本金の二分の一以上を出資していることから、その会計は会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十二條第五号の規定に該当する必要がある検査対象となっている。

今般、産業の新陳代謝を活性化し、我が国産業の持続的な発展を図るため、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（平成三十年法律第二十六号。以下「改正法」という。）のうち、次に掲げる事項等を内容とする部分が施行（平成三十年九月二十五日）される。

（一）機構の投資機能の強化

経済産業大臣が機構が従うべき投資基準を策定。認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価を実施

（二）投資期限の見直し

機構が保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努める期限を平成三十七年三月三十一日から四十六年三月三十一日に延長

（三）他の官民ファンドの運営法人の株式を機構が保有できる規定の創設

政府が株式の二分の一以上を保有し、出資を主たる業務とする会社の株式を機構が保有できるなどの規定を設ける

そして、このような改正とともに、改正法により、機構の名称が「株式会社産業革新投資機構」に改められることとなった。

このため、別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

2 計算証明規則の一部改正について

改正法の施行により、機構の名称が「株式会社産業革新投資機構」に改められるとともに、計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）で引用している機構の予算等を定める産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）「第百三条」が「第百十六条」に条ずれする。

このため、計算証明規則別表第二について所要の改正を行うものである。

3 この規則は、公布の日（平成三十年九月二十五日）から施行することとする。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

第五局		局
(略)	経済産業検査 第一課	課及び上席調査官
(略)	経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新投資機構、株式会社海外需要開拓支援機構及び株式会社日本貿易保険の検査に関する事務	事務分掌事項

別表（第八条、第九条関係）

第五局		局
(同上)	経済産業検査 第一課	課及び上席調査官
(同上)	経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新投資機構、株式会社海外需要開拓支援機構及び株式会社日本貿易保険の検査に関する事務	事務分掌事項

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

第六十九条 会計検査院法第二十二條第五号、第六号及び第二十三條第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。

第四節 株式会社の計算証明

（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）

第八十二条 別表第二の第一欄に掲げる株式会社の会計については、証明責任者は、代表取締役（指名委員会等設置会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二條第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、代表執行役）とし、証明期間は、一月とする。

2・3 （略）

（合計残高試算表の添付書類）

第八十三条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 （略）

2 前項の書類のほか、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表には、別表第二の第二欄に掲げる法律の規定する当該事業年度の予算、事業計画又は資金計画（以下「予算等」という。）及びその添付書類（当該法律に基づく命令の規定により、予算等に添付しなければならないとされている書類をいう。以下この項において同じ。）を添付しなければならない。予算等に変更があつたときは、変更後の予算等及びその添付書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

第六十九条 （同上）

（通則）

第四節 株式会社の計算証明

（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）

第八十二条 （同上）

2・3 （同上）

（合計残高試算表の添付書類）

第八十三条 （同上）

一 三 （同上）

2 （同上）

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	(略)	株式会社産業革新投資機構	(略)
二	(略)	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十六条	(略)

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	(同上)	株式会社産業革新機構	(同上)
二	(同上)	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三条	(同上)